

「緑の募金」と「紀の国森づくり税」の違いについて

○「**緑の募金**」は、（財）和歌山県緑化推進会が「**緑の募金による森林整備等の推進に関する法律**（平成7年5月8日法律第88号）」（通称：**緑の募金法**）に基づき、県民の方々からの**善意の寄付**をお願いしているものであります。

○当該寄付金により、県民の皆様に対して主に**緑化思想の普及・啓発活動**を行うために、**地域団体等が行う緑化活動での苗木等資材の配布、森林ボランティア団体等による森づくりの支援、学校等の緑化及び緑化関係図書の配布、県下各地のみどりの少年団への活動支援など「緑の募金事業（公募）」**により実施しています。また、（社）国土緑化推進機構への寄付金の交付によって**海外緑化等**にも貢献しています。

地域の緑化活動等に対する活動支援を主として「緑の募金」が担い、森林整備を「紀の国森づくり税」が担う。

緑の募金は、戦後荒廃した国土を背景に、昭和25年以来（平成7年以前は「緑の羽根募金」）、全国規模で緑化意識の高揚と地域緑化の推進のためにご理解をいただける人たちから善意の募金という形で行われています。

これに対し、「**紀の国森づくり税**」は、森林に対する県民意識の醸成と荒廃森林の整備推進、多様な森林づくりを全ての県民で支えていただくため、税という形で薄く広く徴収するという違いがあります。**「紀の国森づくり税」の導入により、募金活動にマイナスの影響が生じるとは考えておらず、これにより森林づくりのみならず、地域緑化に対する県民の理解や関心が一層向上するものと期待しています。**

項目	緑の募金	紀の国森づくり税
目的	国民の自発的な活動を活かして、我が国の森林の整備、緑化の推進及び、これらに係る国際協力を推進していくための 寄付金	水源のかん養、県土の保全等の公益的機能を有する森林からすべての県民が恩恵を受けているとの認識に立ち、森林を県民の財産として守り育て、次の世代に引き継いでいくことを目的とする
根拠	「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」（平成7年法律第88号）	紀の国森づくり基金条例（平成17年12月議会 条例第139号）
方法	・善意による自発的な募金 ・「家庭募金」「学校募金」「街頭募金」「企業募金」「職場募金」の5つの方法により集める	・個人：年額500円 ・法人：現行の均等割額の5%
期間	期限なし	平成19年度から平成23年度までの5年間
用途	主に ○緑化普及啓発（緑の羽根やパンフレットの配布） ○森林ボランティア等の活動支援（県内森林ボランティア団体を実施する活動に対し助成） ○青少年の育成（みどりの少年団が自然とのふれあいや緑化推進活動に対し助成） ○地域の緑化活動を支援（地域団体等が公共施設等の緑化推進活動に対し助成） ※緑の募金事業（公募）による事業実施 平成17年度実績99件18,887千円 （1箇所40万円を限度額とする）	○紀の国の森とあそぶ・学ぶ ・森林の重要性の普及啓発 ・森林環境研修 ・森林・林業体験 ○紀の国の森をつくる・まもる ・放置され荒廃した森林の公益的機能の回復 ・異分野の共働による森づくり ・歴史的・文化的価値の高い樹木等の保存 ・森林整備リーダーの育成 ○紀の国の森をいかす ・公共の場への木材の利活用 ・森の宝物の利活用 ・森林の利活用に関する調査・研究等
規模	平成17年度募金実績約1千9百万円	年間約2億6千万円
実施主体	（財）和歌山県緑化推進会	和歌山県